

# 県営ため池等整備事業（農業用河川工作物応急対策事業を除く）の運用について

平成 28 年 4 月 1 日付け 農整第 5 号  
最終改正 令和 3 年 3 月 15 日付け 農整第 1577 号

## 第 1 趣旨

県営ため池等整備事業（以下、「ため池整備事業」という。）の運用については、農村地域防災減災事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2114 号）（以下、「防災減災要綱」という。）及び農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号）（以下、「交付金要綱」という。）、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2711 号）（以下、「非公共要綱」という。）によるほか、この運用の定めるところによる。

## 第 2 事業の実施要件

### 1 耐震対策

耐震対策とは、ため池改修を実施する地区にあって、次の要件をすべて満たす場合について適用する。

- 1) 下流に人家等があり、決壊時に甚大な被害が発生するおそれがあるため池
- 2) 事業費のうち国・県の負担分を除いた残額については、市町村（地方公共団体）の費用をもって充当すること。
- 3) 耐震対策は、地質調査等の結果により現況堤体又は地盤に耐震性が不足していることが明らかなため池において、危機管理施設及び付帯施設の改修、浚渫、廃止を除くため池本体の改修を行う地区とする。

### 2 豪雨対策

豪雨対策とは、ため池改修を実施する地区にあって、次の要件をすべて満たす場合について適用する。

- 1) 下流に人家等があり、決壊時に甚大な被害が発生するおそれがあるため池
- 2) 事業費のうち国・県の負担分を除いた残額については、市町村（地方公共団体）の費用をもって充当すること。
- 3) 豪雨対策は、豪雨調査等の結果により堤体の余裕高不足や洪水吐の断面不足等が明らかなため池において、危機管理施設及び浚渫、廃止を除く改修を行う地区とする。

### 3 大規模

大規模とは、本運用第 2 の 1 及び 2 のいずれにも該当しないため池等の改修を実施する地区にあって、防災減災要綱、交付金要綱の定めにより大規模となるものについて適用する。

### 4 小規模

小規模とは、本運用第 2 の 1 及び 2 のいずれにも該当しないため池等の改修を実施する地区にあって、防災減災要綱、交付金要綱の定めにより小規模となるもの、及び、定めのないものについて適用する。

## 第 3 負担区分

防災減災要綱又は非公共要綱中の実施計画策定等の調査事業、その他各要綱中の定

額補助を除き、本運用第2の1から4については、岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例（昭和三十三年岐阜県条例第四号）（以下、「条例」という。）に定めるとおり分担金を徴収する。

#### 第4 その他

本運用第2の1から4を条例に定めのある中山間地域、農業の生産条件が不利な地域において実施する場合は、防災減災要綱又は非公共要綱による地区にあっては中山間地域の特例、交付金要綱による地区にあっては農業の生産条件が不利な地域の特例を適用する。

#### 附 則

- 1 この運用は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 県営ため池等整備事業、県営ため池防災対策事業における事業費負担区分の一部変更に係る運用（平成24年4月1日付け農整第44号）については、本運用に読み替えるものとする。

#### 附 則

- 1 この運用は、平成30年9月3日から施行する。

#### 附 則

- 1 この運用は、平成31年3月29日から施行する。

#### 附 則

- 1 この運用は、令和2年3月11日から施行する。

#### 附 則

- 1 この運用は、令和3年3月15日から施行する。